



# 島根県報

平成16年 3 月26日 (金)  
号外 第 24 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

家畜伝染病予防法第 5 条の規定に基づく検査の実施	(畜産振興課)	1
家畜伝染病予防法第 5 条の規定に基づく注射の実施	( " )	3

## 告 示

### 島根県告示第306号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条の規定に基づき、検査を次のように実施する。

平成16年 3 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

対象疾病	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ブルセラ病	ブルセラ病の発生予防	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛	ブルセラ急速凝集反応法（必要に応じて試験管凝集反応法及び補体結合反応法）	松江市、大田市、東出雲町、宍道町、伯太町、横田町、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町及び吉田村	平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日までに当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
		種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛		当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域	
		家畜保健衛生所長が必要と認める家畜			
結核病	結核病の発生予防	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛	ツベルクリン皮内注射法	松江市、大田市、東出雲町、宍道町、伯太町、横田町、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町及び吉田村	
		種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内		当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定	

		で飼育している生後90日を経過した牛		する区域	
		家畜保健衛生所長が必要と認める家畜			
ヨーネ病	ヨーネ病の発生予防	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6ヶ月を経過した牛	エライザ法(必要に応じてヨーニン検査、補体結合反応検査、細菌検査)	松江市、大田市、東出雲町、宍道町、伯太町、横田町、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町及び吉田村	
		種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6ヶ月を経過した牛		当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域	
	発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらと同居牛で家畜防疫員が必要と認める牛	エライザ法及び細菌検査(必要に応じてヨーニン検査、補体結合反応検査)	県下全域		
	家畜保健衛生所長が必要と認める家畜	エライザ法(必要に応じてヨーニン検査、補体結合反応検査、細菌検査)			
牛海綿状脳症	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	牛海綿状脳症特別措置法第6条第1項に基づく届出対象となる牛(ただし同法施行規則第4条の規定に該当する場合を除く。)	エライザ法	県下全域	平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
ブルータング	ブルータングの発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	平成16年4月1日から平成17年3月31日までに当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
アカバネ病	アカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
チュウザン病	チュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
アイノウイルス感染症	アイノウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
イバラキ病	イバラキ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
牛流行熱	牛流行熱の発	家畜保健衛生所長が必要と	血清学的検査	県下全域	

	生子察	認める牛		
馬伝染性貧血	馬伝染性貧血の発生予防	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬 3 前 2 号の馬と同一施設内で飼育している馬 4 競馬法による競馬に出場する馬	寒天ゲル内沈降反応法	当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域
		農林水産大臣又は知事の指定する馬	寒天ゲル内沈降反応法	県下全域
オーエスキー病	オーエスキー病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
豚繁殖・呼吸器障害症候群 ( P R R S )	豚繁殖・呼吸器障害症候群の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
流行性脳炎	流行性脳炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
豚流行性下痢 ( P E D )	豚流行性下痢の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
腐蛆病	みつばちの腐蛆病の発生予防	転飼をしようとするみつばち 県内飼育みつばちで家畜防疫員が必要と認めるみつばち	肉眼的検査及び細菌学的検査	県下全域

## 島根県告示第307号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 6 条の規定に基づき、注射を次のように実施する。

平成16年 3 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

対象疾病	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	実施の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽	炭疽の発生予防	家畜防疫員が必要と認める牛	皮下注射法	県下全域	平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日までに当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長

					が指定する日
--	--	--	--	--	--------